



平成 30 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社
(JASDAQ・コード番号：2776)
代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝
問合せ先 取締役 半田 紗弥
電 話 03-6659-5141

(訂正) 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ

平成 30 年 6 月 22 日に開示致しました「第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」に、一部誤りがございましたので訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

10 ページ

【訂正前】

<前略>

また、本新株予約権の行使価格 202 円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の 1 ヶ月平均 216 円に対して 6.48%のディスカウント、前日までの最近 3 ヶ月平均 221 円に対して 8.60%のディスカウント、前日までの最近 6 ヶ月平均 202.69 円に対して 0.33%のディスカウントとなっております。

【訂正後】

<前略>

また、本新株予約権の行使価格 202 円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の 1 ヶ月平均 216 円に対して 6.48%のディスカウント、前日までの最近 3 ヶ月平均 221 円に対して 8.60%のディスカウント、前日までの最近 6 ヶ月平均 202.69 円に対して 0.34%のディスカウントとなっております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

(意見書の概要)

1 本増資の必要性

17 ページ

【訂正前】

<前略>

この目的のため、本増資では、SAMURAI 社に対して 449,854,000 円相当の貴社普通株式 2,227,000 株と、SAMURAI 社とリーディング社に対して 110,290,060 円相当の貴社新株予約権 51,970 個 (SAMURAI 社に 32,170 個、リーディング社に 19,800 個を割り当て、新株予約権の

行使による調達額は 1,049,794,000 円) を第三者割当して、当面 460,144,060 円の資金を調達するものである。

【訂正後】

<前略>

この目的のため、本増資では、SAMURAI 社に対して 449,854,000 円相当の貴社普通株式 2,227,000 株と、SAMURAI 社とリーディング社に対して 10,290,060 円相当の貴社新株予約権 51,970 個 (SAMURAI 社に 32,170 個、リーディング社に 19,800 個を割り当て、新株予約権の行使による調達額は 1,049,794,000 円) を第三者割当して、当面 460,144,060 円の資金を調達するものである。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

20 ページ

【訂正前】

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 30 年 6 月 20 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	11,476,700 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	<u>5,197,000 株</u>	<u>45.28%</u>
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	0 株	0%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	0 株	0%

【訂正後】

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 30 年 6 月 21 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	11,476,700 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	<u>0 株</u>	<u>0%</u>
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	0 株	0%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	0 株	0%

11. 発行要項

(2) 第三者割当による新株予約権発行

第3回新株予約権の発行要項

② 新株予約権の内容等

26 ページ

【訂正前】

<前略>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 <u>1,049,794,000</u> 円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。
---------------------------------	---

【訂正後】

<前略>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 <u>1,060,084,060</u> 円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。
---------------------------------	---

以 上